

越谷風土記第三章

産社祭祀帳

(第二部 近代編)

産社祭礼帳 第二部

近代編

本間 清利

一、はじめに

農機具の発達、肥料の普及、品種の改良などによって農業生産力が高まるにつれ、商品流通が全国的に活潑になり、自給体制を基礎とした幕藩体制の構造は根柢からゆさぶられていった。この封建体制の危機的状態に対処して幕府は、徳川吉宗の享保の改革、松平定信の寛政改革、水野忠邦の天保改革と幾度か農業単位の政策を維持する為の激しい改革を強行したが、それは時代の進展に即応したものでなく、封建体制を存続しようとする反動的政策であり、農業生産地代の収奪を主とした検約令に集約されるように、商品経済の発展に対する適切な認識に欠けていた事にその改革の限界があり、度重なる改革の効果も更に持続することなく徳川政権は愈々危機的段階に迫り込まれていった。これが決定的となるのは外国船渡来による開国通商の強迫によって遂に鎖国が破られた所であり、それより日本は古来史の一環に組込ま

れて経済的にも政治的にも、徳川二百五十年の封建体制は急速に崩壊する必然性があった。かくて慶応三丑（一八六七）徳川十五代将軍慶喜の大政奉還、ついで明治五年（一八七二）の廢藩置縣によって事實上徳川封建体制は崩れ、中央集権化による近代国家が実現されていくとともに、これにともなう資本主義的政策が徐々に推進されていった。このようにまわめて重大な時機にあつて一般の人々は、どのようにこの事態に対処し、何のような生活をしていたであろうか？、これは大衆興味深いことであるが、産社祭礼帳第一部に引続き祭礼帳の記録によって越谷周辺の農民の生活を見ていたたい。

二、近代編

嘉永六年（一八五三）の夏、多分村社の神楽殿であろう。去る嘉永三年に修築が竣工されたので

引續いて神奈殿用の水引出幕を註文していた処漸く素上ったので同春秋、これを用いて秋祭を執行しようとした。ところが祭礼停止の御触が出たので十一月六日に祭を延期し、新造した水引出幕を初めて使ったところ殊の外華麗であったと祭礼帳の冒頭に記されている。年毎の年貢を納め、期滿の課役を勤めるかたわら、村入こそって乏しい家計のなかから自彊的に募金して村社の神奈殿を修造しその出幕を揃えた。自分達の手で、自分達の心の糧をより華麗なものになしたいと念願し叙善なみに精一杯の努力をして成就させたものであろう。それはささやかなものには違ひなかつたであらうが彼等にとつては、かけがえのない大きな喜びであったはずである。この年は夏から日照り

続きで田畑の灌漑には並々ならぬ難儀をしたが、その苦勞が実を結んでの豊作となり、それだけにその喜びを早速豊年祭の喜びとして祝うことになしようとしたが、多分外国船渡来の騒ぎによるものであろう。幕府より村社の祭礼や修理勸請等の執行禁止の命令が出た。村人は止むを得ず、その禁止の解除をまつて十一月六日に行つたが、新曆にすると十二月の初旬か中旬頃にあたり既に、冬の

季節に入らうとしており、村人はこの日をどんなにか待ち遠しいものに感じたことであらう。

さてこの嘉永六年と云う年は、日本の正史を大きく覆えていつた一つの転機といふべき大事件であった。即ち六月三日、アメリカ東印度艦隊司令官ペリーが正式に遣日回使として軍艦四隻を率いて浦賀に來航し、條約締結を勸告した大統領書簡を幕府に手渡した。

この間の事情は記録帳に（以下特に断らない限り祭礼帳記事による）

「五月下旬、外國船渡來り可申ニ付而も通行多ニ相成間、他行等不致様ト御触有之候。六月十二日、異國船浦賀表江渡來候付海岸御防為御用、諸大名様取多御通行ニよし御触有之候。

六月十六日、廣道も諸大名様方御用御申御通行最早十六日て御用済可申御通行致多有之候」とありペリーの來航は事前に沖繩よりの情報によつて幕府も承知しており一般の人達の旅行を制限して道中の混乱を防ぐ措置を講じていた。なお六月十二日の異國船渡來はあやまりで前記の通り六月三日の渡來、同月十二日は大統領の国書を幕府に手渡して久里浜より再び沖繩に去つた日であるがこの

前後は海岸防衛の爲諸大名が多敷動員され道中の通行は大混雑だつたらしい。それにともなつて別働隊役が多分にあつたことであらう。さらに同年九月廿五日江戸海岸に砲を構えている諸大名に江戸藩防衛の爲に岳川台場の築造を命じたが、この下埋に使つた土表を江戸近郊の農村より調達した。

「九月廿四日、岳川沖新堀御台場取立ニ相用土俵多分御入用ニ付高百石ニ付横俵付百俵宛御買上々相成御惣代江戸浅草今戸浦迄上朝仕、代鉄或記申候」勿論越谷村も之に忝じて土俵を横出したが、これを船に積んで浅草の今度まで運びその代金を受取つたと云う。翌嘉永二年（安政元年イハ五四）一月十六日ペリイは軍備七隻を率いて、再渡神奈川沖に來泊、條約調印を強硬に迫つた。

珥の老中 阿部正弘は三月三日 やむなくペリイとの間に日米和親條約を締結調印、下田箱館二港を締結した。続いて露、英、蘭とも同じく和親條約を締結、ここに徳川の鎖国制度は完全に破綻した。

「当買正月中旬後、亞墨利加船伊豆大島表江相見候よし之処当節尤 上総藩浦辺江立廻り候よしに付、諸大名様方御場所江相結夫ニ御察申方夫入

足着多敷通行有之候 所々江出場等出來候よしペリイの軍艦が上総の勝浦辺へ回航したのは和親條約締結を強迫して、東京湾の測量をする爲であつたのであらう。

この爲、各大名はそれぞれ海岸防衛のため各揚を割当てられた、例えは岩槻藩は飛地領分である上総勝浦より知日村十六ノ七里の面を受持をされこの面に台場を造り（新井家宛録帳）大砲等を備えた。こうした面をあげての警動により、その年の豊凶や争鬩などに敏感な反応を示す。米相場は嘉永六年冬 金志兩につきて斗五升より六升位に上つたものが、その年の暮には六斗を斗位に高騰し「殊ニ外難敷羨ニ有之候」とあり、村人もたごとでない日本の情勢を察知していた事であらう。窪社社務私帳は翌安政二年より安政五年迄の記事はのせていない。只注目されるべきことは、この頃より濱札百姓が目立って多くなつてきてることである。

安政二年 次郎石橋門跡 次尾藩門
 桑 齋 跡 清 吉
 竹 瓶 跡 平太郎
 安政四年 なめ 跡 濱 連

安政五年

二 郎 吉

濱 連

龜 次 郎

濱 連

安政六年

大 郎 右 衛 門

濱 連

安政七年

く の

濱 連

万延二年

勝 太 郎 跡

乙 藏

注 太 郎 跡

和 吉

慶応二年

常 二 郎 跡 取 建

幸 藏

明治二年

二 郎 吉 跡 取 建

つ ね

明治四年

赤 平 跡

奇 藤 倉 之 助

太 右 衛 門 跡

中 村 清 藏

六 郎 左 衛 門 跡 取 建

鷗 村 よ し

明治五年

元 仁 左 衛 門 満 連 二 相 取 居

阿 津 沢 文 太 郎

此 箇 取 建

阿 津 沢 文 太 郎

この濱れ百姓についての研究を進めているわけではないので、ここで断言することは出来ないが先ず考えられることは用水関係や入会関係等村の自治行政に参加出来る百姓とは年貢を納め助郷などの諸役を勤めるものであり、その為には土地の有主正式に役所へ登録しておかなければならない。こうして一人前の本百姓として村を構成する人々はその村の共同体を維持し秩序を守っていくと正現の村人の数を定め百姓格として固定さし

てあったのかも知れない。兎が度重なる災害や病気で生活に困り、登録してある先祖伝来の田畑を賣入して流したりしてついにその全部を手離した場合も当然百姓格も失っていることになる。

手離された田畑が同じ村人の手にある時は百姓格もその村人の手に渡って問題も少ないが、多くは他町村の借人や地主から金を借りる場合が多い。そして噴流した土地をそのまま百姓格をもたない小作人として以前のとおりに耕作を続けたり、労働者として雇われ耕作をしたりして、何とか村の中で生活を維持していくか、或は土地を離れて郡会の労働者として退去していく。こうした事態が村の中で進行していけば共同体的村落は遂に立ちゆかなくなるであろう。故に村人は何等かの方法で例えは二〜三男の分家創設といった形で土地を買い戻し（百姓格の買戻しともなる）村の構成人員を減らさないよう取立て、いく。これが例えは、常二郎跡取建といった記事ではなかろうか。又桑原跡、勝太郎跡というのは戸主相続の場合も考えられるが百姓格の表勅を「跡式」という。これも跡式取立とみたい。兎で幕末から明治にかけて何故集中的に濱れ百姓が増えているのかを

種々な角度から検討する必要がある、一概に理由づけることは困難であるが、一つには幕府の行政的権限が幕藩体制の危機的様相から放漫になつていったこと、例えば風水害などの災害に際して諸大名を動員した御救普請が行き渡らず、災害に直面した村人は救援扶助の手が差しのべられないうまその生活は直接破壊され、生きていく為土地を捨て、都市へ流入していくものもあつたであろうし、或は商品経済が既に農村のすみずみ迄滲透していたことから諸外国との通商貿易による物価高騰の影響をうけて生活困窮におちいり、遂には土地を手離したのも多かつたであらう。当時の榎原志士はこの物価高を榎原の理由にして民衆に喧伝していた。こうした漢礼百姓の窮困や実態を明らかにするには、当時の社会状態を知る上に於いてはきわめて重要なものと思われるが、何れ調査を進めて発表できる機会もあると思われるので祭礼帳を先へ進めたい。

安政五年（一八五八）七月十三代将軍家定歿し大老井伊直弼などの強引な決定で紀州より徳川慶福を将軍に迎へ家茂と改名「公方様」徳川同十二月朔日御留守 紀州様より入御 御手巻四才ト云フ

同日頃より八月迄不思議疫病流行頃村々一昼夜限死ス東海道筋々御村内を格別入尋ク死ス」とある。この流行病は外入より伝染したコレラ病といわれる。この年は水害による凶作で村人の困窮がひどく、翌七年の産土社例祭の課物は一軒につき米五合、雑用銭銀五拾文を集め一軒一人の出席で軽く修行をしたと云うが、これは七月廿五日に大稟風雨が降り、備前原が決壊、上尾村の懸ヶ渡井が押流されて濁流が畿瀬川へ流失、このため畿瀬川周辺の田畑一町に冠水して収穫が少なかつた故である。及び越巻村では沼田二町五反ハ畝拾歩が沼田畑成（田を畑としたもの）として届出してあつた為被害をうけた沼田も本町畑と同様検査の対象からはおされ、年貢としての全納（畑の場合口金でおさめている）は定免（前何ヶ年かの平均収穫量による年貢査定額）通り納めることになり三拾両余りしかかつたと云う。その上御救普請もななく村人の中には他所村へのお助け募に出かけた者もいたという悲惨な状態であつた。翌々万延二年も安政大旱の水難がたつていゝのか穀物相場は増々高値になり、米は三斗四く五升、大豆五斗、小豆貳斗七、八升位となり、その他の物価も、更に

高橋を続けていると祭礼帳の記事は嘆いている。この期間に幕府被裁制の復活をほかり、かの安政の大獄と言われる反幕府の請勢力を弾圧した井伊大老が桜田門外で暗殺されるという騒ぎがあり、尊王だ攘夷だと世情鬱然たる状況にあったが村人は又毎日の生活を維持し、生産に精励していくだけで精一杯であつたであらう。

万延二年、年号は又文久と改まり、その年十一月、西南雄藩に推挙擁立されてその存在がすでに総視出来ない程強固になつていた朝廷と手を結ぶんで公武合体政策を進め、内外の危機を、のりまろうとした久世、安藤政経は孝明天皇の御妹和宮を將軍家茂に降嫁させることに成功、和宮を江戸城に迎えた。「十一月申上様御台様京前より御入、和宮と号、中仙道筋御下向、当最寄板橋上宿へ加助郷被仰付候、中仙道を江戸に下つた、この和宮の行列は大変に大規模なもので行列の人数等や荷物も運送並立に動員された御入馬は、取えきれない程の数と言われ、越谷地区でも板橋一宿加助郷として多くの入馬が降り出され、又夜具等や食器類の宿泊用具も夥しく微用されて、これを板橋宿え運んでいる。(大沢鈴木家証録帳)

こうして公武合体政策を押し進める幕府に反駁した浪士によつて老中安藤信正は文久二年一月坂下門外で期れた。次いで小笠原長行、井上直正など幕府閣僚によつて政治や軍事面での文久改革が始り、参勤交替制の緩和、旗本を主体とした近代的歩兵組の編成などが推進される。

「去る戊午諸色高直御公儀御表筆ト相喝へ諸家様御国治等始り、海道筋御通行、何處之道中も御伝馬更分ニ相成候。」

これは参勤交替の緩和により江戸より圓元へ歸る大名が少くなり、これにともなつて道中の通行が増大し伝馬継立勤が少分になつたということである。一年おいて、元治元年三月には水戸藩家老武田刑雲齋や藤田小四郎が筑波山で拳兵「天狗党」と称し、日光山に向つたが阻止されて、栃木や宇都宮両町の町々に入り、御用金徴収の名目で乱暴を働いていた。四月の中旬になつて日光警衛の轉付役人が日光道を行く。六月上旬天狗党追討として若年寄田沼玄蕃頭が派遣され、大砲、鉄砲、藤巻始め、日光道は暇しい荷物の継立であつたといふが田沼玄蕃頭は又伊豆神社に戦争降伏祈願をしたとも伝えられる。

同年十一月 任秀を了えて直討軍は再び日光道を江戸に戻ったが、その柱隠の物々しい武装軍団の伝馬継立は「御伝馬前代稀成御継立」とあるように、越々谷周辺の村人は驚異なる大事件と見たことであらう。

この年は又京都で新送組による池田屋騒動や、襟川の喪といわれる長洲藩と会津藩の衝突との「下野攻撃」更には幕府の第一回長洲征伐など、と幕末の風雲は急をつげるといったところであるが村人も助郷勤などで宿場に出た折、こうした情勢を或る程度は或る程度知ることが出来たであらう。「長洲騒動」申 毛利様江戸御座敷不残破却右一件未タ不疑」ついで元治二年は慶応と改められた。

この年四月に執行された日光御法会参列者公用伝馬継立には御定賃銭と宿五分増の勘定で支払いをうけたとあるが、正徳二年(一七七一)新井白石によつて定められた道中人馬通行の規則に公定賃銭が設けられ、これを元賃といつて以後の入馬賃銭の標準とされたが、物価の値上りなどで貨幣価値が下落するに依り入馬賃銭も値上げされるがそれは元賃の何倍増というように呼ばれたものである。こうした伝馬関係は後の機会に書くつもり

であるので詳しいことは割愛する。さてこのころ連年になつたつて氣候不順の冷気がたつたつて連作となり、米相場は西に壹斗七くハ升位まで騰った。その他「何品に不暇高直ニ相候候」とあり、「上様去世六月御進飛ト唱いと方話、長洲毛利様一件未る不疑」と 数年承の異状な天候や内外の異様な世情に入々は少なからぬ不安と心細さを感じていたことであらう。さらに慶応二年になると米相場は一両に一斗を割つて九升五合位となり、翌慶応三年には七升ハ九合位の相場、これは慶応二年も不作で一反に村平均三俵位の収穫しかなく破産(米荒)でなく検見によつて年貢高を査定してもらう)を願つて三分五厘の引方にしてもらう程であつた。この年は、徳川幕府崩壊の大変な年であつたが「長洲、薩州兴起上方大騒動兎角御府内其の外世固一統齋敷手」といった程度の認識しか農村の人々はもつていなかったであらう。入々が新幕の表裏を御一新と理解するよりは「よらしむべし、知らしめるべからず」との幕府の方針は改められて、新政府による宣伝着及が打出された後のことであつた。即ち「去辰二月天下騒動惣川家駿府へ御参止、夏秋迄官軍與州征伐往還大通行

天子様江戸迄御下向東京府と御政、諸事御政道窮
御一新下御敵ニも相改候事、これは明治二年の
記事である。茲に徳川二百五十手にわたる封建支
配の終焉は一級農民に何の感概もあたえなかつた
のであろうか。

村人は又御一新の改革に自分達の幸福命運を現
持したであらうか、少なくとも祭私帳の記事には
そのどちらもそれを読みとられる記事は見当たら
ない。それは幕府を倒し新政府を樹立したこと
に自分達が直接関与してはいなかつたということ
である。即ち自分達が戦い、勝ちとつた成果でない
だけに支配形態が變つてもそれは雲の上の出来事
であると思ふことであらう。寺田村人の新政府に
かけた願望は農民を犠牲にする諸政策を押し進め
た明治政府のもとに、暖かい道を歩まねばなら
なかつた。

さてこの年、各藩の封建所領を國に返還する版
籍奉還が行われ、全國は一派新政府の統轄に帰し
府藩県の地方行政区画に編成された。即ち既に没
救されていた幕府直轄地や旗本領は存置として区
画され、領主権を返上した藩はそのまま藩の所轄
として元の藩主が知事に任命された。

越々谷地区の幕領、旗本領、寺社領は水戸県と大
宮県に所屬され又田新井の一部や釣上などの岩槻
藩領はやはり岩槻藩の行政所屬とされた。又去る
明治元年三月、新政府は王政復古と称し、幕府一
致を標榜した神仏分離の政策を発布しているが、
これは天皇制政治のイデオロギイ工作で、長い間
寺院を通して生活の隅々まで受け込んだ神祇様式
に密着している民衆にとっては、この突然の神仏
分離令は大変な混乱と戸迷いがあつた。さらにこ
れに便乗した神道宗教家などによつて廢仏毀道と
いう行きすぎた行為があり、無住寺龍寺が續出
て義祭にも差支える混乱を一層深めこける。

申新田産土社も「去己（明治二年） 年御一新御政
ニ而神仏混雜御尋ニ付 当鎮守神生香山伊禰と申
方へ引渡し申候」とあり、産社を神主の香山伊禰
に引渡したと云うが、只祭祀業務を任せたと
いうことであらう。

五月頃より雨天続きで不作となり破免御検見を
願ひ出て四分六厘方の引下げとなった。勿論川菅
原に所屬する越巻村はこの処置は新政府の小菅原
知事河瀬外衛によつてなされた。次いで明治三年
も不作であつたが年貢は定免通りの上納を命ぜら

れ、門閥があつたと村人は嘆いている。そして身元之者報恩精法金積立有之、時侯並年ニ相違も感之、貧民ニ苗字御免、御政道改而舊リモ感之」とは、身元よろしい者は新政府の御恩に報いるため金銭積立をゆつてゐるが我々は近年に相違らず苦しい生活だ。我々貧民も苗字を与えられたが、新しい御政道になつたとはいへ、ちつとも養つてはいないではないかという皮肉な評釈もなりたつた面である。事實この時点では貢租の減納などを理由に百姓一枚が各地に統廃してゐる。維新の改革に希望をよせて、官軍に協力を惜しまなかつた貧民も多かつた筈であるが、新政府の本質は決して貧民の願望してゐる性質のものではなかつた。

は終了した。廢藩の県はその時二六一であつたので従来の府県を併せると實に三府三の二県の數になつたが同年の十一月迄に順次整理統合され三府七十二県にされた。この事は極めて重大な政策であつた。古來より貴族階級によつてさらには鎌倉幕府以後武士階級と云つた支配者層によつて領有されていた土地、町・村・領主と百姓と云つた二重の所有形態であつたものが、この政策によつて領主の土地所有の権利が取り除かれ、農民や商人の一元的を所有にされる基盤が固められた事であり、これを政治史的にみれば国内統一の完成と中央集権体制の確立を意味するものであつた。これに引續いて従来の租物納入の年貢を金納にかえて行つたが「御年貢御石代納に相成、米石二付永四貫八百四拾五文ニ御支切ニテ納候」とあるのがそれである。しかし今迄封建領主に納めていた年貢はそのまま中央政府の租税として徴収されたから農民にとつては實質的に以而と養りない收奪と恐れられたし、金納制度によつて現米を金銭に換える事は商人の買ひ叩きにあつて、かえつて不利益を蒙る恐れさえあつた。又廢藩置縣に依つて行政区區が再編成され「十一月中ヨリ眞崎五県と改ル。尚、

この寺田、明若十年以降はげしくなる自由民権運動陣の盛衰を見れば判明する事柄であるが、こうした事柄に深く立入るのが本稿の趣旨ではないので筆に素拙に止めることにする。

さて、明治四年は新政府にとつて重要な課題が決定された年であつた。七月十六日「藩廳シ県ヲ被置候事」との廢藩置縣が一挙に断行された。名

著の危機を予測して一万人の薩長土の兵を揃えての廃藩であつたが何等の抵抗もなく平穩裡に手続

再編成され「十一月中ヨリ眞崎五県と改ル。尚、

正月迄、御親浦和宿勤メ」とあるように越谷地区は埼玉県の所屬となり、県庁が浦和宿に置かれたのはこの時決定されたものである。次いで翌五年は明治政府に依つて、さらに日本の近代化政策を押し進める為の諸改革が強引に実施されていつた。

即ち、一月には士農工商及び元。非人の身分を廃し、新に皇族、華族、士族、平民の四階級を定めた。二月には土地、売買の自由を許し、四月は名主、年寄と云つた村役人の呼称を廃して、戸長副戸長の制度を制定、七月には農民の所有地に対する地券を交付。八月學制發布、十一月全国徴兵制の詔が出され、十二月陽曆を採用、十二月三日を明治六年一月一日にするなど改革は多方面にわたつた。祭礼帳には「明治壬申十二月改曆ナル。陽曆卜男不壬申十二月三日ヲ以テ一月一日ト定ム依而明治六年二月廿六日ニ産社執行」とあり、この年より陽曆二月廿六日が産社祭礼日と定められて今日に至っている。ところで幕末以来不順際ちだつた天候で不作続きであつたこの地方は明治五年、同六年と漸く豊作に恵まれ衣納は一反当り五斗、四斗半、六斗度が五俵あたりだつたという。米相場は五年度に金一兩で二斗位、六年度は一斗

三斗三合程度であつたといふが、村人は「何事も近來に御善りもな志」と趣く受流しているのは農民の生活をかえていく新政府の諸改革がまだ越谷在の農村には実感として受けとる迄には至つていなかつたのであろうか。明治十年になつて祭礼帳は初めて事の重大性に気付いたようである。

それは特に明治六年七月に布告された地租改正後令の實施にあつて認識されたようである。「去る五年(明治十年)初年ハ本年御差御前花も日月ニ進ミ行キ去三月下旬より地租改正十字纏入社御官直検査も相済ミ又ハ等級村々相談改メ等米我村などハ小村ニ付上田特級甲三等甲四等、乙三等乙四等」といふのびぞれである。

明治四年廢藩置縣断行後農民からの封建貢租收奪を主とした旧來の租税体系を全面的に變えて商品經濟の發展を前提とした税法改革を行うことが新政府としては先決問題であつたが物品税その他の雜稅收入を確保することは、この時点では不可能であり國家財政の見地から旧貢租を急遽に撤廃すると云ふことは期待出来ない事情であつた。然し田畑勝手作を解禁したり、地租永代売買解禁を布告したり一廢地所に地券を交付して私的土地所

有権を前提とした信用制度を樹立する諸法令を布告するなど一連の農業制度の改革を行つて来たことは従来よりの領主的農民收奪の方法では、もはや商呂経済の発展に对应出来ず、全国的にその方法が困難に直面していたことによる、従つて幾多の曲折をへるがらついに地租改正法令が公布されることにはなるが、それは先ず「地租調査」を実施し地租の何パーセントかの定率による金額地租を毎年徴収するということであつた。そして将来は諸税などの増税でおい／＼地租を引下げていくということ(構想)であつたが、政府はこの地租改正実施に当り、まずなによりも国家財政の安定をはかる必要に迫られ「回来の歳入を減せざる目的」として満、当座は農民の負担に大きく頼らざるを得ず、地租の30%の税率とした。

しかし、これは依然として農民が封建貢租と同様の重い負担を継承することを経験した。その上地券の交付によつて従来の隠田は凡そ抽出され、所有者の不明確な入合地も官收される結果となつた。こうした苛酷な收奪に抵抗して明治九年三重愛知を初め全国的な農民一揆が激発し、なお拡大していく形勢に鑑いた政府は翌十年一月、地租を

五割減税をするなど大幅な議決をせざるを得なかつた。「竹槍でどんとつま出すニテ五厘」という言葉はこの時のことをうたつたものである。

なお、地租改正は明治十三年に代々を完了した。越谷地区は埼玉県令自根多介によつて前記の通り明治十年に地租改正が行われたものである。この年は維新の元勳西郷隆盛による「西南の役」がほぼつぱつしているが、下級武士の没落を促す明治政府の政策に反抗する不平士族の激々の武力反抗はこの「西南の役」鎮圧によつて一応終止符がうたれ、これよりは自由民権運動が全国的に広まつて明治政府に対決していく。残念なことに祭礼帳はこの間の記事を空白にしている。筆者が代つてこれに少しく隙れておく必要がある。西南戦役後政府の専制政治を攻撃する方法は、これまでの武力反乱という形態から脱却して、言論によつて民衆を組織化する方向に大きく転換した。そして初めは政府の専制と民論抑圧を批判し、徴兵令、財制、税制などの諸政策における政府の失政をついていたが、地租蠲減、民生安定、条約改正などの国民的要求を結集、ついに立憲政体の樹立を中心的な綱領として活潑な運動が展開される。先ず、

明治十年各地に民権政治結社が組織されるが、翌十一年これらの組織は愛國社に結集され、国会開設の運動が展開される。こうした政治結社の発展が明治十五年頃には自由党の結核となり、改進黨や立憲政党的の結核となつて政治活動の舞台が展開される。しかし民衆を基礎とした強力な政治組織に育つのを極度に恐れた政府は、結社の令殺と弾圧をむつてこれに臨み、それが成功、育政途上の政治結社は何れも解散或は層板きの状態にされていくのがその為全国的に民衆を組織して政府に対決する強力な結社をつくるまでには遂に至らなかつた。こうした組織の弱体から加波山事件、福島事件、秩父事件、阪東事件、大坂事件といった政府の専制に反抗した一連の暴発も局地的暴発事件として、その何れもが直ちに官憲によつて鎮圧されることになる。このような経過を辿りながら明治廿二年二月、明治憲法が發布され、国会が開議されお運びとなるが政府首腦の憲法制定に至る面の波瀾曲折はさておき民衆の自由民権に対する擁護的意識の向上は特筆されるべき事柄であつた。ここで再び祭礼帳に戻らう。

明治十四年松方より参謀大藏卿に就任した松方正義は財政危機の集積に束り出し緊急財政を強行するにわゆる「松方デフレ政策」をこつた。デフレ政策の影響は米価の著しい低落と各種の税負担が重なつて農民を特に圧迫した。「只々穀類下落ニ至て米価壺田につきて米穀斗とく八升並、其二因て何品も下価相核、甚ニ入民被病苦に至り公民負良政を行ひ而テ全国蒙平也」これは明治十七年の記事の部分であり、松方財政によつて引き起された農村の疲弊状況を端的に物語っていると共に入民が政府の良政を切望しており、民権運動が組織化され得る充分な条件が備わつていた筈である。しかし政府の民衆に対する教育宣伝は、すでに民権思想よりも先行しており、村人の意識は政府のイデオロギイに大きく規正されていた。「板金田の如き開花日に進ミ公國誠ニ美政至テ道路本開して中仙道江鐵路を引氣車通瀬誠便利なり」と同じ年の記事にあり、政府の良政を切望している反面、開花の開花の政道を謳歌している。特にこの時、点入人々の考え方も新旧の分岐点にあり、頭の切りかえりに戸惑つていたこと、想われる。

「当組内ニ於て青藤、阪登、島村其の外厚沢両氏の如きは甚く野蠻性にて古来の引米も改正も不致実には其家も全く不磨村内輝る由に益なき入民なり」と新時代に即応出来ぬことを殊更に卑下しているが、これは尤もな人情であらう。翌明治拾八年は七月一日に当地方で大雨が降り一面海のような水浸しになつたとある。越後村では出羽垣堤に土壌を積み上げるのに村の男が総員出勤し、夜半炊き出しをしての懸命な活動により洪水の難はかろうじて免れたものの入足賃が多分にかつたという。勿論村費よりの負担であつたらう。この秋は中程の収穫であり、米相場は屯斗三升と合位より四升五合位であつたという。同年九月頃より地表官（風水害等の調査官であらうか）の調査があり畑切上と分三種位の差出というがまた決定された訳ではないと記されている。翌十九年は冬早く夏暑い順調な天候に恵まれて秋の収納も近年にない豊作であつたが夏の頃、類似虎列拉が蔓延し野菜や果物の出荷が禁止されるなど農民は非常に困惑した。しかし幸い当地は信仰心の強い故氏神の加護によつて病難から免かれたし、五穀豊稔に

恵まれた。そして「作柄は五穀沃々豊々ニテ近年少ハ穀モ多シ、米長相場ハ下直ニテ、手稔ニ初ハ少ニ高直ヲ夫ヲ免ルヨリ入、気ハ日増ニ勇ミ喜ニテ用化モ日々ニ進ミ行ク」とあり、米相場はやはり安いが手稼ぎ物（加工業か）は少し高値であるのを見て人々は日増しに喜び勇み市化の時世を嚆えていけるのも素朴な農民感情のあらわれであらう。この年産社組合入中村庄蔵、島村角次郎両氏が基督教ニ転向、よつて産社諸中より離脱した。このことは中新田部落にとつては大変な事件であつたらう。二百年にわたつて産社を中心し精神的にも一々に結集されてきたかに見えた部落の中より最も結束に固きあるものと信じられていた宗教界の崩壊が出るとは誰しもが予想出来なかつたであらう。それ程強固な共同体であつたように思われたが既に村落共同体は先にふれた通り内部からくずれつゝあつたし、個々人が自立する上に部落の共同を必要としない迄の農村技術の発展もあり、こうした内外の諸条件が村内でかなり進行していたことは充分根柢できる。しかし基督教を厳禁していた徳川幕府が盛れ、新政府が樹立されても信放

の自由は依然認められた。明治二年新政府は長崎浦上の基督教徒三千人を逮捕して職崇を強要するなど、依然禁教政策していたが、列国外交団の抗議もあり、明治六年二月、従来の禁教の高札に「一般庶民の争いであるからとして漸くその厳格を撤回した。それから十一年余りの歳月しか経過せず、基督教はやはり、一般の入札にとつて恐怖の刑罰と信じられるいる時点に基督教への転宗を決議した。中野新田、中野富村両氏の勇気は相当なものであつたろう。なお麻呂野成後の西氏は領落の田結を破つたという理由から村八分とはいかなくとも害らくは西氏の苦難は大まかつたものと想像される。

次いで明治二十一年全国消防組の達しに基き各消防団分団の点検式が舉行されることになつたが折悪敷二月廿六日の連社終日と重なつたので組内の心配が大変だつたが、当日は前日迄の晴天が餘かにくす私て雨天であつたので、消防式は延期になつた。これも「全ク鎮守ノ利益ト存スル」と喜んでおり消防組に対する村入の消極的な考えを現せている。しかし日延べとなつた点検式は同年の三月十五日に実施され、廿六聯合の組々が隊伍を

揃えて越ヶ谷に集合、司令官は越ヶ谷署長馬越義通、指揮者は警察官で受持巡査がこれに力、村々の役人が隊伍の世話掛りとして越ヶ谷通りを大沢迄行進した。その日は大暴風で土砂が目に入り、更に難波な身であつたと祭礼帳は忠懐している。皮肉にも恰度その日に浦和嶺で大火災があり、浦和の消防隊では直にあわず、東京の消防隊に応援を求めた処、汽車に薪積を積みこんで出勤、直ちに鎮火させたという。

この年行政改革の達しによつて各村々は土地台帳や名簿帳を編み行政区域の再編成が行われた。越ヶ谷地区ではと丸井門、大田野、越ヶ谷中神明下、四丁野の六ヶ村が連合し、尹長巻名厚生二名、各村々よりの惣代三々四名という役員構成を認足することになつて、同もなくこれが新所村と決定され、当地は出羽村と改し、旧村々は大学の地名とされる。役員は尹長が村長と改められ、厚生が町役、惣代が常設委員と改名、新たに村会議員制度が設けられた。翌二十二年は兼ねて修業中の皇居が落成、赤坂御皇居にいた天皇が本皇居に移り、直ちに懸法発布の詔書を発した。

祝日は紀元節の二月十一日と定められ当日は盛大な祝典が催される。この祝典に際して三井銀行が東京市の祝儀費用として一万圓を寄附し、三菱は一町四方の奉祝会場に白磁子や白磁鉢で稻形の團をつくり真中に祝柱を模造した柱を建て、注よりにきめぐらした額に赤丸燈籠をさげ、それは見事な景観であつたとある。なお、酒は飲み放題であつたともいう。こうして二十一年の市制町村制の公布、同二十二年の憲法公布、さらに明治廿三年の府県制、郡制の制定、同年の教育勅語の發表など一連の諸政策は天皇制支配の法的制度的、イデオロギイ的な諸綱領は一応の完成を意味し、天皇制國家はここに暫時的体制から外見的ではあるが立憲民主制の体制に転換された極めて重大な時機にあたる。この年越後国では九月十一日に大暴風があり、農作物は大きな被害をうけたが、これは全国的な風害であり、米価は急騰、九月十八日前後は一町に付八升七勺八合の相場となり、農民は塗炭の苦しみをあつたという。越後地区での收穫は風の被害の比較的少なかった早稲で一反に五俵、中稻が四俵、晚稻は三俵より一石位であり、

小作米は世襲の上重富大中小に分けて、それぞれ用捨引きをすることになったという。次いで廿三年は前記の通り、教育勅語校読の年であるが、明治政府は既に教育面で天皇制國家のイデオロギイを農村の隅々に迄浸透させることに成功していた。「抑々我朝は神國なり、我民は神民也、我々敬慕スル至至にナル皇帝は至尊ナル天照大神ヨリ連綿タル正統神孫ニシ在ハ苟モ神州ノ民トナリ神國の興ヲ食スルモノ祖先以來ノ皇恩ヲ講ギ、神國の德ニ浴セシヨ 默察シ 之ガ皇恩ヲ報ヒ、之レガ神聖ヲ感勞シ 一ニ天下安寧ヲ祝シ 二ニ村内の靜謐ヲ祈ル云々」

これは二十四年産社祭礼帳記事の序文の一部である。又本記の冒頭に「回顧スレハ去年九月十一日猛烈タル激嵐我國一帯悉ク之が災禍ヲ蒙ラサルハナク四民塗炭之辛苦言語ノ尽ス処ニ非ス、人心愁然タリ 降テ十月十二日例年之神典モ父老ノ會議ヲ以テ之レヲ廃停スルコトニ決議シタリ云々」とあるように、二十三年度も全国的な風害による凶作にあつて農民は塗炭の苦しみにあり、越後村でも秋祭を停止する状態にありながら、明治六年

の学制發布以來一貫した皇國教育によつて「我朝ハ神國也・我民は神民也・我宇民ハ大ニ神徳ノ溥偉ナルヲ知り」といつた非科學的な發想が如何に根強く植え付けられていたものかを知ることが出来る。この年即ち明治廿三年の夏は全國的なコレラの蔓延があり、冬に入つて悪性感冒が流行したが幸い、越巻周辺ではこれらの感染者も出なかつたのは、産土社の守護するところかと云つていゝるが、この年の夏の水害はやはり免れることは出来なかつた。大雨による河川の氾濫で八月廿七日綾瀬川上流の忍中糸で利根川が決潰、備前堤を二尺ばかりのり越えて下流一帯を押し流す水勢だったが東北本線の鐵路でかろうじて防止させられていた。ところが翌廿八日は更に激けるような大雨が降り続き翌朝は各河川の濁流は矢の如く、いづれの堤防もきわめて危険な状態になつていた。

越巻村民も四町野の荒川堤防御の志願に向つたが大沢向堤が破壊したため四町野側は一応危機を脱したと思えたが、前川の虎後門の根で綾瀬川が又危険な状態となり、谷中七左衛門、彌生四町野越ヶ谷登戸の人々が出動、各責任箇所を定めて水

防に尽力、しかし上沼堤防では既に濁流が溢れ、この濁流を岩瀬道に防止しようとする機を四々五儀も積み上げたが遂に決潰、更にこれを越巻村の弘之内組の権並木の外堤で防ごうとしたがこれも失敗、ついに権並木内堤迄後退した。この為権並木の福田は悉く水底に没した。越巻の入々はこの水を古綾瀬川へ落し水に没した福を扶けようとするが、七左衛門組はこれを拒否、険悪な対立となるが話し合ひの結果弘之内耕地を犠牲にして古綾瀬川に落すことで双方が納得した。この時水直後出羽村助役朝根守一郎氏が富村家の前に水櫃を設置、應じて明治廿三年庚午の水となえられた。

これより堤防の補修や築堤を積極的に行進めることとなるが越巻組水防費額は三百有余円にも達したといわれる。又この年の六月一日、第一回の国会議員選挙を七左衛門親照院で行い、南原の結果は真中忠直、岡中進之両氏が当選に決定した。次点は野口賢、大島寛友、佐藤乾信の順序となつた。ところが、南原・北原両派代表国会議員岡中進之氏の突然の死去により九月十九日、補欠選挙が行われ、前回の次点者、野口賢氏が当選した。

かくして十二月三日全国三百名の議員を一党に聚めた第一回の国会が開かれたのである。翌廿四日は前年と異なり、春先より早稲きで稲の植を付けに困難であったが、その後順調な天候で一畝に付八俵余の收穫という好年景に見る喜作であったし、米相場も廿三年度と表らず一田につき一斗二斗三斗と一斗四五斗という相場で越後周辺の農家は「農民一同一致シテ喜テ種ハ限ナシ、商家も稱慶イナシ」といつているように連年の苦難から一息入れることができたであろう。

しるかに他方、この年は愛知を中心と中国近畿一帯に大地震があり、大被害であったと云う。世に濃尾大地震と云われ、関東大地震に匹敵される震災であった。又同じ年の五月には日本国勢尚中の露國皇太子が滋賀県大津において、池邊澤田三蔵に刺される不祥事が起り、滋賀県知事や警備長が責任を負って免官になった。

又いで、同年十月 第二回帝國議會が開かれたがこの時提出された政府法案が国利民福を主張する黨派の反対にあい、特に海軍予算案、鉄道買収案などの諸法案が拒否されて大層に修正された事

により十月廿五日、内閣は遂に國會を解散、引き続いて憲法が施行されるが、憲法は新憲法の遂行運動は全国的に激烈を極わめ、特に宮内省運動に活躍して民衆に権要奪かつた。前議院植木茂盛の死去により、自由、国民兩党の競争をはげしくした高知県やその他、佐賀県などで各運動員の衝突があり、大紛争に発展して警察や憲兵隊の出動によつて漸く鎮圧されるといふ騒動があつたといふ。ついで翌明治廿五年度は「晚稲の出穂に至リテハ不順氣打交リシ故カ、稲虫生シ葉先一面枯槁の如ク、落ニコロゲト稱シテ之が爲、出穂の期後レ、收穫とも早稲は五俵ヨリ大畝位マデ、中稲及び晚稲ニ至リテハ四俵前後ヨリ五俵半迄位迄ナリ云云」とあり、表作も天雨続きの爲か、裏入り少なく、平年の三々四分どまりを、廿四年の豊作に比べれば天候な減收であつたといふ。

この冬は又七十年来の寒気といわれ、特に信越地方は雪の被害も大きく通信交通の障害はもとより野生動物や家畜の凍死が頻出する騒ぎだつたと云う。その他出羽村後場の新築が終戦して四方式を行つたのが一月十四日、日光街道の子任茶釜より

越ヶ谷町迄の鉄道馬車が開通したのは一月十日。
岩崎町へ採炭の電車が通電を始めたのは一月廿二日

であるがこれらは明治廿六年のことになる。

おわりに

以上 藤沢大塚より明治二十五年迄の越巻郡史における村人の生活の一端を産社寮私帳によつて見て来たが、折角の貴重な史料の加筆も未熟な筆端によりまるで雑然とした鏡みにくいものにしてしまった事を深くお詫び致したい。

幸い越谷市も冨来の宿願であつた「新史編纂事業」に着手することになり、各編纂執筆の諸先生によつて、改めてこの寮私帳が生かされることを、皆様と共に期待してこの稿を一先了了りたい。

昭和四十三年四月

越谷市郷土研究会理事

本 岡 清 利

産社祭礼帳(第=部、近代編)正誤表

頁	段	行	誤	正
14 7 7	上 下 上	1 6 11	<p>入ろうとしており 大事件で ↑反応を示す。米相 場は 和宮様を 両藩との「 両藩との戦い、 下関</p>	<p>入ろうとしたときであり 大事件が ↑反応を示す米相場は、 和宮を 両藩との戦い、 …の部分に下関の文字を入れ、 統いて英仏米蘭四国連合 艦隊の 「或る程度」を削除 未だ 認められた。</p>
7 6	上 上	7 13	<p>は或る程度知る 来る 認められた。</p>	<p>認められた。</p>
3 2 2	下 下 下	10 4 1	<p>和宮様を 両藩との「 両藩との戦い、 下関</p>	<p>和宮を 両藩との戦い、 …の部分に下関の文字を入れ、 統いて英仏米蘭四国連合 艦隊の 「或る程度」を削除 未だ 認められた。</p>